


東京都市計画公園 総括図

第3・3・117号 関町南一丁目公園

(練馬区決定)



第3・3・117号関町南一丁目公園

凡例

用途地域等の記号

用途地域 → 準住-75
建ぺい率(%) → 60/300
30m3低
高度地区 → 5-3

● 敷地面積の最低限度(㎡)
● 1-1は指定がない地区
● 1-2は指定がない地区
● 1-3は指定がない地区
● 1-4は指定がない地区
● 1-5は指定がない地区
● 1-6は指定がない地区
● 1-7は指定がない地区
● 1-8は指定がない地区
● 1-9は指定がない地区
● 1-10は指定がない地区
● 1-11は指定がない地区
● 1-12は指定がない地区
● 1-13は指定がない地区
● 1-14は指定がない地区
● 1-15は指定がない地区
● 1-16は指定がない地区
● 1-17は指定がない地区
● 1-18は指定がない地区
● 1-19は指定がない地区
● 1-20は指定がない地区
● 1-21は指定がない地区
● 1-22は指定がない地区
● 1-23は指定がない地区
● 1-24は指定がない地区
● 1-25は指定がない地区
● 1-26は指定がない地区
● 1-27は指定がない地区
● 1-28は指定がない地区
● 1-29は指定がない地区
● 1-30は指定がない地区
● 1-31は指定がない地区
● 1-32は指定がない地区
● 1-33は指定がない地区
● 1-34は指定がない地区
● 1-35は指定がない地区
● 1-36は指定がない地区
● 1-37は指定がない地区
● 1-38は指定がない地区
● 1-39は指定がない地区
● 1-40は指定がない地区
● 1-41は指定がない地区
● 1-42は指定がない地区
● 1-43は指定がない地区
● 1-44は指定がない地区
● 1-45は指定がない地区
● 1-46は指定がない地区
● 1-47は指定がない地区
● 1-48は指定がない地区
● 1-49は指定がない地区
● 1-50は指定がない地区
● 1-51は指定がない地区
● 1-52は指定がない地区
● 1-53は指定がない地区
● 1-54は指定がない地区
● 1-55は指定がない地区
● 1-56は指定がない地区
● 1-57は指定がない地区
● 1-58は指定がない地区
● 1-59は指定がない地区
● 1-60は指定がない地区
● 1-61は指定がない地区
● 1-62は指定がない地区
● 1-63は指定がない地区
● 1-64は指定がない地区
● 1-65は指定がない地区
● 1-66は指定がない地区
● 1-67は指定がない地区
● 1-68は指定がない地区
● 1-69は指定がない地区
● 1-70は指定がない地区
● 1-71は指定がない地区
● 1-72は指定がない地区
● 1-73は指定がない地区
● 1-74は指定がない地区
● 1-75は指定がない地区
● 1-76は指定がない地区
● 1-77は指定がない地区
● 1-78は指定がない地区
● 1-79は指定がない地区
● 1-80は指定がない地区
● 1-81は指定がない地区
● 1-82は指定がない地区
● 1-83は指定がない地区
● 1-84は指定がない地区
● 1-85は指定がない地区
● 1-86は指定がない地区
● 1-87は指定がない地区
● 1-88は指定がない地区
● 1-89は指定がない地区
● 1-90は指定がない地区
● 1-91は指定がない地区
● 1-92は指定がない地区
● 1-93は指定がない地区
● 1-94は指定がない地区
● 1-95は指定がない地区
● 1-96は指定がない地区
● 1-97は指定がない地区
● 1-98は指定がない地区
● 1-99は指定がない地区
● 1-100は指定がない地区

用途地域 (特別用途地区)

- 一低 第一種低層住居専用地域
- 一中 第一種中層住居専用地域
- 一住 第一種住居地域
- 二住 第二種住居地域
- 準住 準住居地域
- 近商 近隣商業地域
- 商業 商業地域
- 準工 準工業地域
- 特工 準工業地域(特別工業地区)
- 工業 工業地域

高度地区

- ① 第1種高度地区
- ② 第2種高度地区
- 17m① 17m第1種高度地区
- 17m② 17m第2種高度地区
- 17m③ 17m第3種高度地区
- 20m② 20m第2種高度地区
- 20m③ 20m第3種高度地区
- 25m② 25m第2種高度地区
- 25m③ 25m第3種高度地区
- 20m 20m高度地区
- 30m② 30m第2種高度地区
- 30m③ 30m第3種高度地区
- 30m 30m高度地区
- 35m③ 35m第3種高度地区

防火地域等の指定

- × 防火指定なし
- 準防火地域
- 防火地域

風致地区

- 第2種風致地区

● 用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。道路式の指定(準状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは「+30m」の表示があります。

● 地域地区(用途地域等)の境界は、赤の細線です。

● 赤の太線内は、防火地域です。

(注) 本図は、「用途地域」、「高度地区」、「防火地域及び準防火地域」、「特別用途地区(=特別工業地区)」の都市計画図(1/2,500)を基に作成したものです。

※記載されている境界等は概略線なので、詳細については、「練馬区都市整備部都市づくり政策部都市計画課」又は「練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部都市計画課」に備えてある図面でご確認ください。